

2019年度事業報告（要約）

はじめに

当財団の事業運営について、上半期は①実習生の新規受け入れ、②「特定技能」登録支援事業への対応、③日本語教育推進事業における新たな連携・協力関係の構築など、事業計画にもとづき大転換期を切り切り第一歩を踏み出すための活動を展開してきました。しかし、昨年12月に発生した「新型コロナウイルス感染症（以下、「新型ウイルス」）の世界的な流行によって国境を越える人の移動が大幅に制限される事態となり、2月以降全ての事業分野で活動が停滞するなど、かつて経験したことがない局面を迎えることになりました。

1 人材育成事業の推進

1) 技能実習事業

当財団の実習生の受け入れは、上半期までは惣菜製造職種を中心に既存企業の受け入れが堅調に推移しました。しかし、2月以降は新型ウイルスの影響により中国やベトナムからの実習生の入国が延期されたことなどもあり、前年度の受け入れ数を下回りました。また、送り出し国の入国制限により航空会社が運航を休止・減便した関係で実習生の帰国が困難な状況となったことから、出入国管理庁（以下「入管庁」）が特例（「新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて」）として在留資格を「短期滞在（30日・就労不可）」もしくは「特定活動（30日・就労可）」注）への変更が認められたことから、在留資格の変更手続きを行ってきました。その後も新型ウイルスが拡大し、収束の見通しが立たなかったことから、受け入れ企業や送り出し機関とも十分に意思疎通をはかりながら、帰国できない実習生について人権に配慮しながら適宜適切に対応にあたってきました。

2) 日本語教育事業の展開

中国における日本語教育推進事業については、2018年3月に中国国家外国専門家局が中国科学技術部に統合されてからほぼ1年半のブランクを経て、科学技術部内の組織として引き継がれた外国専門家サービスとの新たな連携・協力関係の構築を目指すことになりました。

財団の事業調整協議団の訪中時に科技部外国専門家サービスと詰めの協議を行い、2019年12月20

日に財団と中国国際人材交流協会の間で「日中の人材育成と友好協力関係の促進に関する協議書」と「中国人日本語教師スキルアップ事業」に関する付属文書を締結しました。

また、中国における日本語教育を推進するために、専門家局の機能中断後も、日本語教師や日系企業での就労を目指す人材育成の取り組みを続けました。

なお、人社部国際交流サービスセンターからの要請を受け、技能実習生の日本語能力向上のため、濰坊研修所に3ヶ月ごとに1名の日本語教師を「HRsDアジア財団友の会」の教師会員の中から派遣し常駐体制をとってきましたが、新型コロナウイルスの影響で2020年1月からの教師派遣は当面の間休止することにしました。

3) 「特定技能」登録支援事業

当財団は、常任理事会で支援対象企業を限定して試験的に実施することを条件に承認されたことから、入管庁に申請し、11月29日「登録支援機関登録簿」に登録されました。同時に内閣府に対しては、収益事業に係る変更認定を申請し、8月13日に認定を受けました。

その後、大手惣菜企業を試行企業として登録支援事業に取り組むため登録支援機関として入管庁に「1号特定技能外国人支援計画（以下「支援計画」）を申請し、入管庁から3月25日第1期25名が認定されました。しかし、新型コロナウイルスの影響により送り出し国から入国ができないことから送り出し国で待機することになりました。

4) 新規事業の展開

当財団のパートナー組織である「職工対外交流中心（職工中心）」と「人社部国際交流サービスセンター（サービスセンター）」とは、新規事業について「事業調整協議団」などの協議を通じて事業化を目指してきました。しかしながら、新型コロナ禍により協議が中断しているために当該年度中は進展を見ることは出来ませんでした。

おわりに

「コロナショック」とも言える新型コロナウイルスの感染拡大により世界経済は、地球規模での隔離政策を余儀なくされ、ヒトやモノの流れが寸断され生産活動が停滞するなど、まさに世界同時不況の様相を呈しています。このような中で感染者が減少傾向にある一部の国では、部分的に経済活動を再開する動きが見られますが、日本経済は新型コロナウイルスの収束が見通せない状況

にあり、インバウンドの減少、サプライチェーンの寸断などにより低迷が長引き、雇用情勢も日増しに悪化しています。

財団の事業運営は、財政基盤の核となる技能実習事業について中国や東南アジア諸国に対するビザの発給停止により実習生の入国が遅延していること、実習実施者の業績悪化に伴う実習生の受け入れ停止や解雇が危惧されるなど不確定な要素が多い状況となっています。また、登録支援事業については、国境を越えたヒトの移動が制限され特定技能外国人が入国できない現状を踏まえ、国内で帰国が困難となっている技能実習生の同意を前提にして特定技能1号に優先的に人道的な立場からも移行させる等の支援の在り方を考える必要があります。

日本語教育事業についても、中国人材交流協会と締結された協議書や付属文書をベースとして中国人日本語教師のスキルアップ事業を実践の段階へ進める準備を急がなければなりません。また、指導部が交代した中国職工対外交流中心と人社部国際交流服務中心との関係強化等々2019年度には数々の課題を積み残さざるを得ませんでした。

いずれにしても、新型コロナウイルスの影響が長期化し、共存を求められることを前提として財団の事業運営について短期的・中長期的な視点に立って戦略の再構築を目指す中から、引き続きアジア各国の働く者の福祉と生活の向上に寄与するとともに、母国で活躍する人材の育成を目指します。

関係各位のご理解、ご支援とご協力を心からお願いします。

以上